

改正

昭和45年 9 月30日規則第52号

昭和62年 8 月11日規則第46号

平成23年 8 月 1 日規則第30号

補助金等の交付に関する規則をここに公布する。

補助金等の交付に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請及び決定並びに補助金等の使用等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金で知事が別に定めるもの

2 この規則において「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行なう者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第 3 条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（契約の申込みにあつては契約に関する書類）に次に掲げる書類を添え、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。ただし、第 3 号の書類については、知事がその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事の施行にあつてはその実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（補助金等の交付の除外）

第4条の2 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあつてはこの限りでない。

（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

（2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

（3） 暴力団又は前号に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者

（補助金等の交付の条件）

第5条 知事は、補助金等の交付を決定する場合においては、補助金等の交付の目的を達成するため、又は暴力団を利することとならないようにするために必要な条件を付することができる。

（補助事業者の付すべき条件）

第6条 補助事業者は、補助金等をその財源の全部又は一部とする給付金を他の者に交付する場合においては、知事が前条の規定により付した条件及びこの規則の定めを守らせるための条件を付さなければならない。

（補助金等の交付決定の通知）

第7条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知する。

（申請の取下げ）

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必

要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等（補助事業及び補助金等を間接の財源とする事務又は事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等（補助事業等を行なう者をいう。以下同じ。）が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち自己の負担すべき部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 知事は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消し等により特別に必要となった次に掲げる経費については、当該取消し等に係る補助事業についての補助金等に準じて、補助金等を交付することがある。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行なうため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第7条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

（補助事業の遂行等）

第10条 補助事業者は、この規則の定め並びに補助金等の交付の目的、決定の内容及びこれに付した条件その他この規則に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行なわなければならない。ただし、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。）をしてはならない。

2 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ知事に報告してその指示を受けなければならない。ただし、第1号の場合においてその変更が知事が別に定める範囲内の軽微なものである場合は、この限りでない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他第3条の規定により知事に提出した書類の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(状況報告)

第11条 知事は、別に定めるところにより、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実地調査)

第12条 知事は、必要に応じて補助事業等の遂行状況を実地に調査することができる。

(補助事業の遂行命令等)

第13条 知事は、第11条の規定による報告を受けた場合又は前条の規定に基づく調査をした場合において、補助事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 知事が前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が第1項の規定による命令の内容に適合させるための措置を知事の指定する期日までにとらないときは、第17条の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事の定めるところにより、補助事業実績報告書に係る書類を添えて知事に報告しなければならない。

2 補助事業者が補助金等の終局の受領者でない場合において前項の報告をするときは、当該補助金等の終局の受領者が当該補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写を、補助事業実績報告書に添えなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(補助金等の額の確定等)

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者へ通知する。

(是正措置)

第16条 知事は、第14条の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の命令に従って行なう補助事業について準用する。

(補助金等の交付の決定の取消し)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が第4条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 補助事業者が第10条の規定に違反したとき。

(3) 補助金等を間接の財源とする事務又は事業を行う者が第6条の規定により付された条件に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、そのこえる部分の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、第17条の規定による処分（同条第1項第1号又は第2号に該当するときのものに限る。）に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかの

ばりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられるものとする。

4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

第20条 知事は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき同種の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（財産の処分の制限）

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものについては、知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- （1） 不動産及びその従物
- （2） 機械及び重要な器具で知事が定めるもの
- （3） その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要と認めて定めるもの

2 前項の規定は、補助金等の終局の受領者について準用する。

（様式）

第22条 補助金等の交付申請書、交付決定通知書及び交付確定通知書並びに補助事業の遂行状況報告書及び実績報告書の様式は、別記に定めるところによる。

（雑則）

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和40年4月1日から施行し、昭和40年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（昭和45年 9 月30日規則第52号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和62年 8 月11日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 8 月 1 日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。